

第22期第19回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月26日（金） 13時30分～14時30分
 - 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
 - 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、
石館正也、鈴木英樹、飯田弘明、元角文雄、
石塚治、石本武男、阿部興志輝、
大澤真人（以上12名）
 - 4 欠席委員 馬場浩一、深山和彦、片川隆市（以上3名）
 - 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 漁業管理係長 村上寿一
 - 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局 局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
主 事 竹田龍星
 - 7 議題
 - 議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間（答申）
 - 議案第2号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
 - 議案第3号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
 - 議案第4号 網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）について（答申）
 - 議案第5号 漁場計画（定置漁業権）の素案策定について（協議）
 - 8 報告事項
 - 報告第1号 漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）について
 - 報告第2号 漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業及び区画漁業）について
- 事務局長 | 定刻となりましたので、ただ今から、第22期第19回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。
- 会 長 | 開催にあたりまして、横内会長からご挨拶を申し上げます。
- 会 長 | 開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

お忙しい時期にも関わらず、オホーツク総合振興局から村上漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の管内の漁業につきましては、3月下旬から始まりましたけがに漁は、5月中旬までの管内の漁獲量は102トンで、昨年同期の90パーセントとなっています。

また、今年の漁獲割当量120トンに対する消化率は85パーセントで、一部の組合では、許容量を達成し終漁となっております。

地蒔きのホタテは一部の地区で本操業が始まっておりますが、ホタテガイは、近年、豊漁、高単価となっており、令和5年も引き続き、この流れが続くことを願っているところです。

さて、本日の委員会では、知事から諮問された知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間や北海道資源管理方針の一部改正、特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等、共同漁業権と区画漁業権の漁場計画案に加え、オホーツク総合振興局長からの協議事項としまして、定置漁業権の漁場計画素案を予定しています。

また、報告事項としまして、「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準」2件を予定しています。

委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます、簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。

臨席者紹介：オホーツク総合振興局 村上漁業管理係長

次に、出席人員の報告をします。定員15名中、本日の出席委員は12名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いいたします。

会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、これより会議に入ります。

まず、議事録署名委員の選出についてですが、慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

一 同

異議なし

会 長

それでは、阿部委員と高桑委員に議事録の署名をお願いします。

では、これより議事に入ります。議案第1号、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」について上程します。

事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第1号についてご説明いたします。議案第1号は、オホーツク海海域における道外者のさんま棒受け網漁業と北海道沖合海域における道外者のいるか突棒漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についての答申となります。

オホーツク海海域における道外者のさんま棒受け網漁業は、令和5年10月4日で許可期間が満了となることから、許可の更新が必要となります。

また、北海道沖合海域における道外者のいるか突棒漁業は、令和5年8月31日で許可期間が満了となることから、同じく許可の更新が必要となります。

改正漁業法では、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとしており、さらに公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされていることから、資料1ページ目のとおり、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。

制限措置の内容等については、振興局から説明いたしますので、よろしくご審議願います。

漁業管理係長

議案第1号について、説明いたします。

今般、諮問した漁業許可のうち、さんま棒受け網漁業の許可は令和5年10月5日に更新を予定、いるか突棒漁業の許可は令和4年9月1日に更新を予定している漁業許可になります。

許可の原則となる新規許可は、許可する船舶数や総トン数などの「制限措置」と許可の申請期間を定め、この制限措置をインターネット等により公示し、許可の希望者を1ヶ月以上募集いたします。

また、許可事務の処理期間として約1ヶ月を考慮すると、一斉更新の日の約2ヶ月前に、公示をしなければならないこととなります。

このため、9月と10月に新規の許可（更新）を迎える漁業許可に関する諮問となっています。

制限措置の内容・申請すべき期間について次に2ページ目をご覧ください。

さんま棒受け網漁業（オホーツク海域・道外者）に関する制限措置の内容と申請すべき期間を説明します。

制限措置の設定の基本的な考え方について、制限措置の内容は、新規の許可、申請者の募集の都度、当該知事許可漁業を営む者の数や船舶の数及びその操業の実態、その他の事情を勘案して定めていくことと調整規則で規定されています。

対象資源の状態や漁業調整の状況を踏まえ設定することになるが、道としては漁業調整、資源利用上の観点から、原則、現行の操業区域、漁業時期、操業区域ごとで許可されている船舶の数をもって制限措置としていく考えです。

制限措置の内容ですが、表の左から

- ・（1）漁業種類は、さんま棒受け網漁業
- ・（2）操業区域は、オホーツク海域
- ・（3）漁業時期は、10月5日から12月25日まで
- ・（4）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は記載のとおりで、変更点は前年公示隻数の36隻から2隻減の34隻となっています。

- ・（5）船舶の総トン数は200トン未満

- ・（6）漁業を営む者の資格は

①青森県に住所を有する者

②漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋

さんま漁業許可を有している者。

申請すべき期間は、令和5年8月4日から令和5年9月5日までとしております。

また、備考には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等の条件を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に3ページ目をご覧ください。

いるか突棒漁業（北海道沖合海域・道外者）になります。

制限措置の設定の基本的な考え方は、先程説明したので、制限措置の内容を説明します。

- ・（１）漁業種類は、いるか突棒漁業
- ・（２）操業区域は、北海道沖合海域
- ・（３）漁業時期は、9月1日から10月31日まで及び翌年5月16日から6月15日

・（４）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻。前年と変更ありません。

・（５）船舶の総トン数は20トン未満

・（６）漁業を営む者の資格は、岩手県に住所を有する者

・申請すべき期間は、令和5年6月30日から令和5年7月31日までとしております。

また、備考には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等の条件を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

5ページ目から7ページ目に前年公示との変更点、8ページ目から両許可の制限措置等の取扱いを添付しているの、後ほど確認していただければと思います。

会 長 ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一 同 発言なし

会 長 特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同 異議なし

会 長 それでは、そのように決定します。次に、議案第2号「北海道資源管理方針の一部改正について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 議案第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

資料1ページのとおり、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に北海道資源管理方針の一部改正について、諮問がございました。

北海道資源管理方針は、北海道の中核的な産業である水産業の持続的な発展を図るため、水産資源を適切に管理し、合理的に利用することを目的として漁業法第14条第1項に基づき策定されております。

資源管理方針の策定や改正にあたっては、関係海区委員会の意見を聴く必要があることから、今回、諮問されたものであります。

改正の内容については、振興局より説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。

漁業管理係長

「北海道資源管理方針の一部改正について」、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明します。

始めに、「北海道資源管理方針の一部改正」諮問文をご覧ください。

法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

6ページから32ページに別紙として、北海道資源管理方針の新旧対照表を示しており、右が現行の道方針、左が改正案となっております。

今回変更がある部分については、赤字で下線を引いた部分となっております。

今回の主な改正内容については、2ページ目の「資料1-1 北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」と別紙の新旧対照表を併せてご覧いただければと思います。

今回の改正内容は大きく分けて資料1-1の(1)と(2)にお示しする2点となります。

まず一点目の(1)ですが、新旧対照表の1ページ目、さんまの配分の基準につきまして、他都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規定を追加するものです。

続きまして、資料1-1の(2)道方針の別紙3の追加です。

国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。

認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定へ移行していく必要がありますが、協定を知事が認定するためには、対象資源が北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があります。

このため、昨年12月の一部改正で19資源を追加したところですが、今回は残りの42資源について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するもので、これで現行の資源管理計画の対象となっている魚種は全て道方針に定められることとなります。

資源ごとの資源管理の方向性は、3ページ目の資料1-2をご覧ください。

資源ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性(案)を記載しており、備考欄には資源評価の状況を記載しております。

資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後の2028年までに中位、中水準以上に回復することとしています。また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の

方向性としております。

なお、備考欄で「資源評価なし」と記載されている資源については、国の水産研究・教育機構や道総研による資源評価が行われておらず、漁獲量の情報しか有していない資源であることから、道総研の助言の元、直近の漁獲量の情報を元に暫定的に資源水準の判定を行い、資源管理の方向性を定めております。

漁獲努力量が減っていたり、時化など海況の影響など、漁獲量だけでは資源水準を的確に判定できないことは十分承知しておりますが、今後、道総研の協力を得て利用可能なデータが手元に揃ってきた段階で、改めて資源管理の方向性を見直して参りたいと考えておりますので、年度内に円滑に協定に移行するためご理解をお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一 同 発言なし

会 長 特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同 異議なし

会 長 それでは、そのように決定します。次に、議案第3号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 議案第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

特定水産資源とは、いわゆるTAC魚種のこと、毎年、各魚種の漁期等に合わせた管理年度期間の漁獲可能量を定めております。

今回は令和5管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホーツク海南部の漁獲可能量の当初配分を決定するためと、さんまの漁獲可能量の変更するために関係海区委員会の意見を聴く必要があることから、北海道知事より諮問を受けております。

資料1ページが、北海道知事から網走海区漁業調整委員会への諮問文となります。

当初配分案の詳細については、振興局水産課より説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。

漁業管理係長 まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。諮問文の別紙1と別紙2に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

まず5ページ目の資料2-1 「令和5年のTACについて」をご覧ください

す。これは、4月24日に開催された国の「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、さば類とずわいがにに係る令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

まず、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量を達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される、まさばとごまさばのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量は170.3万トンであり、対して2021年の平均親魚量は168.6万トンでMSY水準をわずかに下回る資源状態となっておりますが、昨年よりも親魚量が増加したこともあり、今回、設定されたTACは前年より1,000トン多い51万トンとなっております。

令和5管理年度のTAC配分については、日本全体の51万トンに対し大臣許可漁業に29万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」として定められております。

なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。

次に、ずわいがにですが、北海道に関係するのは北海道西部系群とオホーツク南部となっております。

こちら、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められています。

またオホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されています。

続きまして、6ページの資料2-2「令和5年のTACについて(変更分)」をご覧ください。

これは、4月24日に開催された国の「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、さんまの令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の変更に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の11万8,131トンとなっております。

なお、配分については、全国さんま漁業協同組合、道東小型さんま漁業協議会、オホーツクさんま協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、昨年の11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっております。北海道に対しては4,800トンが配分されています。

次に、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分につきまして、まず、まさば及びごまさばに関し、7ページの資料2-3をご覧ください。

まさば及びごまさばについては、北海道は数量が明示されない「現行水準」と定められていることから、「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」も

「現行水準」として、数量を明示せず定めることとしています。

なお、数量は明示されていませんが、国からは管理の目安の数量として11,995トンが示されております。

次にずわいがにに関し、8ページの資料2-4をご覧ください。配分の考え方ですが、ずわいがにについて国から北海道に数量を定められた系群は、「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。

まず、ずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」の2つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知に従い、配分比率は9:1としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には39トン进行配分することとしています。

なお、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」については、漁獲量が8割を構成する漁獲量上位の知事管理区分には含まれないことから「現行水準」として管理することとしています。

ずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に125トン全量を配分することとしています。

次にさんまの道内配分については、9ページの資料2-5をご覧ください。

配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。

なお、国から配分された4,800トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,600トンが配分されており、これは全て「さんま漁業」に配分することとします。

なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により4,600トン进行配分することとしております。

最後に、4ページの別紙3、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。

1. 背景ですが、さんまについては国の留保枠が設けられてきたものの、令和4管理年度までは国の留保から都道府県などへの配分方法は定められてきませんでした。令和5管理年度からは配分できるように国の基本方針が改正され、今般、先ほどご説明したように道方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしています。

また、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、他魚種(まいわし太平洋系群、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいか)の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業

調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2. 今後の取扱いをご覧ください。

さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙1-1の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

10ページに資料2-6として「令和4年と令和5年の配分量の比較について」を添付しておりますので後ほどお目通しいただければと思います。

また、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

大変長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 　　ただ今説明がありました。委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一同 　　異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。次に、議案第4号「網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

議案第4号は、第8次海面共同漁業権と第15次海面区画漁業権の漁場計画案に係る答申となります。

第8次海面共同漁業権と第15次海面区画漁業権の漁場計画案は、資料1ページ目にありますとおり、北海道知事から令和5年4月25日付け漁管第225号で諮問がありました。

この諮問への答申にあたっては、漁業法第64条第5項により関係者の意見を聴く必要があることから、第18回海区委員会において、公聴会の開催することを決定し、5月11日及び12日に管内各地で開催したところです。

この公聴会の概要が、資料2ページの公聴会総括表に取りまとめたとおりですが、いずれの地区も漁場計画案については「賛成」、又は「異議なし」との意見となっております。

なお、資料の3～11ページが網走海区の第8次共同漁業権と第15次区画漁業権の漁場計画、12ページから124ページが漁場図となっております。

が、最終案からの変更はございません。

これらのことを踏まえまして、知事に対する答申内容のご審議をお願いいたします。

よろしく申し上げます

会 長

ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一 同

発言なし

会 長

特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同

異議なし

会 長

それでは、そのように決定します。次に、議案第5号「漁場計画（定置漁業権）の素案策定について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第5号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

議案第5号は、第15次定置漁業権の素案の策定に係る協議となります。

第14次定置漁業権は、令和5年12月31日に免許期間が満了となることから、道において令和4年8月10日付けで「漁業権切替方針」と「漁業権切替方針の運用」が策定されたところであります。

この「漁業権切替方針」におきまして、海面全体が最大限に活用されるよう海区漁場計画の策定を取り進めることとされました。

また漁場計画を円滑に策定するために、令和4年9月2日付けで「漁場計画策定要領」が制定され、この要領で漁場計画の策定のあたり、「草案」、「素案」、「振興局最終案」、「原案」、「案」の5段階に分けて検討するものとしております。

「草案」につきましては、すでに第1回網走海区漁業調整委員協議会において審議して頂いた上で、オホーツク総合振興局水産課から水産林務部漁業管理課に提出しており、その後、ヒアリングを経て、草案に係る整理事項について通知を受けております。

この整理事項を踏まえて、オホーツク総合振興局水産課において「素案」が策定され、資料1ページにありますとおりオホーツク総合振興局長から海区委員会に協議がございました。

素案の内容につきましては、オホーツク総合振興局水産課から説明いたしますので、よろしくご検討願います。

漁業管理係長

漁場計画（第15次定置漁業権）の素案について、説明します。

令和5年1月30日の網走海区漁業調整委員協議会で、第15次定置漁業権の漁場計画草案について、協議していただきました。その後、令和5年2月7日に水産林務部漁業管理課と草案について、協議・ヒアリングを実施しております。

す。

2ページ目に網走海区漁場計画（第15次定置漁業権）（草案）の協議に対する本庁からの回答を添付しております。

さけ定置に関しては、2ページと3ページの雄武漁協（雄さけ定1号）と紋別漁協（紋さけ定1号と2号）の河口付近等の指定区域に設定している漁場について、現時点では回答を保留するとなっておりますが、本庁から令和5年5月24日付けで指定区域内における漁場設定について、現行どおりの設定で支障ない旨の回答を得ております。

次に5ページのウトロ漁協の斜さけ・ほっけ定第8号の春定置の廃止に関して支障なしとの回答を得ております。それ以外の漁場に関しては、現時点では支障なしとの回答となっております。

6ページ目からさけます定置になります。7ページと8ページにあります常呂漁協から要望のあった漁場の移設ですが、本庁からは漁場の移設を検討する場合は必要性和移設位置の考え方、管内の漁業調整が整っていることを整理するよう回答を受けております。

常呂漁協の移設要望ですが、この後の草案と素案の対比でも説明いたしますが、移設場所の検討を漁協内で再度整理したところ、常さけます定8号のみの移設要望となっております。

また、常さけます定10号に関しては、令和4年度に休業している漁場ですが、休業中の許可により活用されている漁場のため、採算性等を踏まえた設定の必要性を整理することとされており、振興局において必要性を整理して本庁に提出しております。

草案で廃止としていた7号と11号ですが、常呂漁協と再度検討した結果、7号を存続させ、11号と20号を廃止することとしております。

網走漁協の網さけ・ます定第24号を23号に統合し、23号の移設に関しても漁場の移設を検討する場合は必要性和移設位置の考え方、管内の漁業調整が整っていることを整理するよう回答を受けております。

常呂漁協と網走漁協の移設要望に関しては、関係漁協から資料を提出していただき、移設の必要性、移設位置の考え方や他種漁業を含めた漁業調整が図られていることを振興局において整理し、本庁に提出しております。

それ以外の漁場については、現時点では支障なしとの回答となっております。

次に素案の内容を説明いたします。資料の13ページをご覧ください。

第15次定置漁業権の漁場計画策定に係る振興局の考え方ですが、草案で記載していた具体的な事項から恒常的に休業している漁場について、今後も操業の見込みがない場合は設定しないを削除しております。

素案の内容について説明していきます。14ページと15ページに草案と素案の対比表を添付しております。

14ページのさけ定置における草案から素案での変更点ですが、常呂漁協の常さけ定6号の身網数を3個から2個に、常小さけ定2号の身網数を1個から2個に変更する要望については、常小さけ定2号は第13次定置漁業権切替時に通常のさけ定置から小さけ定置に変更しており、オホーツク総合振興局で「地場資源の有効利用を目的とした小規模定置（特採）の免定化に係る取扱い」を

定めており、「小さけ定は規模拡大を認めない」、「河川放流や海中飼育が廃止された場合、これら余剰地場資源の有効利用を目的として免定化した定置は基本的に廃止することとする」と決めておりますが、常小さけ定2号は特採から免許定置化したものではないので、この取扱いに該当しないことを当時の議事録に残しておりましたが、今回、常小さけ定2号の身網数を1個から2個に増やすのであれば、この取扱いに基づくこととなり、常呂漁協と再度検討したところ、この取扱いから外れるのであれば要望は取り下げることとなりました。

雄武、沙留、紋別、湧別、佐呂間、網走、斜里第一、ウトロ、西網走漁協については草案からの変更点はございません。

次に15ページのさけます定置における草案から素案での変更点ですが、湧別漁協で湧さけます定2号の漁場に令和5年6月～7月頃に離岸堤が設置されることに伴い、廃止するもので令和5年度から適地選定調査を実施する予定で検討しております。

・ 次に常呂漁協ですが、廃止する漁場を7号と11号としていたものを漁協内で再度検討したところ、11号と20号を廃止することとしております。

移設については、6号、8号、10号、12号、13号、14号、15号を要望しておりましたが、漁協内で移設場所を再度検討したところ、8号のみの移設要望となっております。

次に網走漁協ですが、23号の移設に加えて、8号の移設要望が出ております。

次に斜里第一漁協ですが、27号の移設要望が出ております。詳細は素案の概要で説明いたします。

雄武、沙留、紋別、佐呂間、ウトロ漁協に変更はございません。

さけ定置漁業の漁場計画の素案を説明いたします。

資料は16ページに素案の概要、17ページから30ページに漁場計画の素案、31ページから39ページに第14次との漁場区域等の対比、61ページから98ページにさけます定置を含めた漁場図となっております。

16ページの素案の概要をご覧ください。草案からの変更点は14ページの草案と素案の対比でも説明しておりますので、省略させていただき、漁場計画の素案としてはウトロ漁協の斜さけ・ほっけ定8号の春定置の廃止のみとなっております。春定置の廃止に伴い斜里第一漁協とウトロ漁協で漁業権番号に変更が出ておりますので、27ページからの漁場計画で、ご確認いただければと思います。

雄武漁協、沙留漁協、紋別漁協、湧別漁協、佐呂間漁協、常呂漁協、網走漁協、斜里第一漁協、西網走漁協は現行どおりとしております。

漁場計画の内容ですが、免許予定日、申請期間は未定、存続期間は免許の日から令和10年12月31日までとしております。

漁場計画として左から漁場番号、免許の内容たる事項として、漁業種類、漁業の名称、漁業時期、漁場の位置、漁場の区域、地元地区についてはなしとしております。

条件につきましては、令和5年5月25日付けで本庁から第15次定置漁業権免許に係る条件の既定が振興局に通知され、第15次免許期間における定置免許の条件は第14次を基本的に踏襲することとされており、さけます定置を含

めて関係機関と整理し、振興局の漁場計画最終案を策定したいと考えております。

操業期間については、令和5年3月10日に開催された第2回網走海区漁業調整委員協議会で当管内につきましては、第14次と同様の操業期間で決定していただいたことから、第14次と同様の操業期間を記載しておりますが、本庁から令和5年5月24日付けで第15次定置漁業の操業期間が決定され、全道として第14次の操業期間どおりで決定されております。

31ページから39ページの第14次との漁場区域等の対比、61ページからの漁場図につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

続いて、さけます定置漁業の漁場計画の素案になります。40ページをご覧ください。

資料は先程のさけ定置漁業と同じ構成で、40ページに素案の概要、41ページから49ページに漁場計画の素案、50ページから60ページに第14次との漁場区域等の対比、61ページから98ページが漁場図になります。40ページの素案の概要で変更点等を説明いたします。

雄武漁協、沙留漁協、紋別漁協、佐呂間漁協、ウトロ漁協は現行どおりとしております。

次に変更する漁場ですが、15ページの草案と素案の対比で草案から変更のあった内容を中心に説明いたします。

まず、湧別漁協の湧さけます定2号については、当該漁場に令和5年6月から7月頃に離岸堤が設置されることに伴い、漁具が敷設できなくなることから廃止するもので、漁場計画の素案には含めないものとし、令和5年度から新たに適地選定調査を実施する検討をしております。

なお現在、湧別漁協で実施している、第12次の湧さけます定3号と第13次の湧さけます定3号の適地選定調査と併せて第16次定置漁業権切替での免許化の検討をしていくこととしております。

次に常呂漁協ですが、7号と20号を経営の合理化のため廃止とし、振興局の意見・対応として漁場計画に含めないものとし、

移設は草案から素案で8号のみとなり、理由として底質の悪化に伴う設置場所の見直しで、漁場計画に含むこととしております。

次に網走漁協ですが、草案からの網さけます定第24号を23号に統廃合し、23号を移設するものは漁場計画に含むとしております。

素案で新たに移設要望があり、網さけます定8号が底質悪化に伴う設置場所の見直しで、現行の漁場から上側に700m移動するものです。これに関しては継続検討としております。

また、網さけます定24号の廃止に伴い漁業権番号繰上げがあります。

次に斜里第一漁協から素案で移設要望があり、斜さけます定27号は漁場の水深が深く網揚げ等の漁労作業に支障が出ていることから、現行の漁場から上側に1100m移動するものです。こちらに関しても継続検討としております。

なお、草案策定時ではなく素案策定時となった、湧別漁協の湧さけます定2号に関しては湧別漁協が令和5年4月に工事の発注者から説明があったこと、網走漁協の網さけます定8号と斜里第一漁協の斜さけます定27号の移設要望については、漁協内等での調整に時間がかかり草案に間に合わなかったも

のです。

漁場計画の内容ですが、免許予定日、申請期間は未定、存続期間は免許の日から令和10年12月31日までとしております。

漁場計画として左から漁場番号、免許の内容たる事項として、漁業種類、漁業の名称、漁業時期、漁場の位置、漁場の区域、地元地区についてはなしとしております。

条件につきましても、さけ定置と同様に令和5年5月25日付けで本庁から第15次定置漁業権免許に係る条件の既定が振興局に通知され、第15次免許期間における定置免許の条件は第14次を基本的に踏襲することとされており、さけます定置を含めて関係機関と整理し、振興局の漁場計画最終案を策定したいと考えております。操業期間については、現行操業期間としております。

50ページから60ページに第14次との漁場区域等の対比、61ページからの漁場図につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で、第15次定置漁業権漁場計画の素案についての説明を終わらせていただきますので、ご協議の方よろしく申し上げます。

会 長 ただ今説明がありました。委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一 同 発言なし

会 長 特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同 異議なし

会 長 それでは、そのように決定します。

次に、報告第1号と第2号ですが、どちらも「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準」ですので、まとめてご報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 報告第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

現在、第15次定置漁業権の切替に向けて、漁場計画の策定を進めているところですが、今後、道において漁場計画が策定されれば、免許の申請を受けることとなります。

これまでは、同一の漁業権について、適格性を有する者からの免許の申請が複数ある場合は、漁業法に定められた優先順位に基づき免許する者を決定しておりましたが、改正漁業法では、この優先順位が廃止され、「免許を受けている漁場を適切かつ有効に活用している漁業者」に免許し、適切かつ有効に活用している漁業者がいない場合は、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許することとなりました。

この「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を判断するため、水産庁からの技術的助言において審査基準をあらかじめ定めることとされま

した。

このため道から、資料1ページのとおり「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）（案）」を作成した旨、報告がございましたので、説明いたします。

資料2ページ目が審査基準案の概要、3～6ページが審査基準案本文となっております。

まずはじめに、この審査基準（案）は、一つの定置漁業の漁場に、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者以外の者から複数の申請があった場合に用いることとなります。

つまり、ある一つの定置漁業の漁場に対して免許申請が1件しかない場合や、複数の申請がある場合であっても、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者からの申請がある場合は、この審査基準を適用することはありませんのでご承知願います。

次に資料3ページの審査基準案について、ご説明します。

審査基準「第1」では、この審査基準で用いる用語、「満了漁業権」「当該満了漁業権者」「役員等」「他の者」について、定義しております。

詳細は、本文をお読みいただきたいと思います。第二項及び第三項で定められています「当該満了漁業権者」について、説明いたします。

第2項で「当該満了漁業権者」とは「申請に係る満了漁業権を有していて、その満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者」のこととしております。

また、第3項で「当該満了漁業権者」とするための条件として、1号及び2号の両方の条件を満たす者としております。

まず条件1号として、当該満了漁業権者と同一であるか、当該満了漁業権者の構成員であってその議決権の合計が当該満了漁業権者全体の議決権の3分の2以上を占めていることとしております。

例えば、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、議決権が各々1つずつ持っている場合であれば、3人全員又は2人であることとなります。

次に2号ですが、当該満了漁業権者から構成員の変更がある場合は、当該満了漁業権者の構成員の全員の同意があることとしております。

例えば、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、1人が申請に加わらない場合、3人全員の同意が必要となります。

次に審査基準「第2」についてですが、ここから申請者の具体的な審査基準について規定しています。

第1項ですが、先ほど第1第3項で定義した「当該満了漁業権者等」が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

ただし、申請者が法第71条第1項各号の「免許をしない場合」に該当しないことが前提です。

次に第2項ですが、「当該満了漁業権者等」が法人化や共同経営化をして、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合の取り扱いを免許申請の形態別に1号から3号に分けて規定しています。

1号は、「当該満了漁業権者等」が法人を設立しその法人の役員等になった場合でその法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

2号は、「当該満了漁業権者等」が、第1第5項で定義している「他の者」と共同して法人を設立した場合です。

「その法人の役員等のうち、当該満了漁業権者等がなっている役員等の議決権の合計が、その法人における議決権全体の3分の2以上を占めている」法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

3号は、「当該満了漁業権者等」が、「他の者」と共同経営を行う場合です。

「その共同経営体における議決権の3分の2以上を当該満了漁業権者等が占めている」共同経営体が免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

次に第3項ですが、第1項、第2項で規定しているケースではないが、個別に検討した結果、第1項、第2項と同様に扱うべきと判断される申請があったときには、その申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

最後に第4項及び第5項についてですが、第1項から第3項に該当する者から申請が無く、第1項から第3項に該当しない者から申請があった場合は、別紙1「地域の水産業の発展に最も寄与する項目」で評価し、その点数の合計が最も高い申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

また、点数の合計が最も高い申請者が複数いた場合は、これら点数の合計が最も高い申請者全員でくじ引きを行い、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を決めることと規定しています。

資料の5～6ページが、別紙1「地域の水産業の発展に最も寄与する項目」となります。

この別紙1は、「北海道の水産業の発展に向けた総合的かつ計画的な推進を図るために作成している『北海道水産業・漁村振興推進計画』を軸に作成しております。

小項目を7つ設けており、最大で6点満点となっています。個々の項目について簡単に説明します。

ひとつめの項目「資源管理協定への参加計画や秋サケ親魚確保の取組み」についてです。

これは、漁業法第124条に規定する資源管理協定に参加する計画がある者（ただし、申請する漁業権が存在する海区にある定置漁業権の漁業権者が参加する協定に、申請する漁業権で参加する場合に限る。）に、1点加点するものです。

ふたつめが、「秋サケの増殖事業への参加」についてで、申請する漁業権がある地域の地区さけ・ます増殖事業協会が定める負担割合に基づく増殖に係る負担金を拠出する計画がある者に、1点加点するものです。

みつつめが、「労働者の確保状況又はその計画」についてです。これは、申請した定置漁業権で漁業従事者として雇用する者のうち、3分の2以上の者が、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村を住所地とする者である場合に加点するもので、①申請日時時点で雇用している、又は、今後雇用する具体的な計画を持っている場合は1点を、②今後雇用する計画を持っている場合は0.5点を加点するものです。

よつつめが、「生産体制の効率化による経費縮減の取組」についてです。これは、当該満了漁業権とおおむね等しい漁業権について、当該満了漁業権者等が、共同経営化や法人化して申請する場合で、先に説明しました「審査基準の第2第2項 及び第4項」に該当しない申請について1点加点するものです。

なお、①は共同経営化、②は法人化の場合です。

五つ目が、「定置漁業の着業に向けた体制の整備」についてです。これは、申請する定置漁業権で使用する漁船や漁具を準備している又は準備する計画がある場合に加点するもので、①漁船と漁具両方をすでに所有している又は所有はしていないが使用权をすでに取得している場合や、まだ所有や使用权を取得していないが所有や使用权を取得する具体的な計画がある場合は1点を、②漁船及び漁具の所有または使用权を取得する計画がある場合は0.5点を加点することとしております。

六つ目が、「地域で行う付加価値向上等の生産・販売活動の取組への参加」についてです。

これは、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、漁業者団体などが取り組んでいる鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組に参加する具体的な計画がある。または、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、他の定置漁業者と協力して、鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組を実施する計画がある場合に0.5点を加点するものです。

なお、申請する定置漁業権で漁獲される魚種を対象とした取組みで、第15次定置漁業権の存続期間中毎年実施する場合に限りです。

七つ目の項目は、「豊かな海と森づくりの推進や水域環境の保全対策への取組状況」についてです。

これは、申請する定置漁業権が存在する海区に面する市町村において、「魚付林や河畔林の整備保全活動」、「魚道維持清掃活動」、「港や海岸清掃活動」を第15次定置漁業権の存続期間中に毎年実施する具体的な計画がある場合に0.5点加点するものです。なお、活動に従事するか直接出資するものに限りです。

以上が、別紙1の内容で、第1項から第3項に該当する者から申請が無く、第1項から第3項に該当しない者から申請があった場合は、これにより申請者のポイントを積算し、点数の合計が最も高い申請者が「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」となります。

以上が、報告第1号の説明となります。引き続き報告第2号についてご説明いたします。資料をご覧下さい。

現在、第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の切替に向けて、漁場計画の策定を進めているところですが、今後、道において漁場計画が策定されれば、各漁業権の免許申請を受けることとなります。

これまでは、同一の漁業権について、適格性を有する者からの免許の申請が複数ある場合は、漁業法に定められた優先順位に基づき免許する者を決定しておりましたが、改正漁業法では、この優先順位が廃止され、「免許を受けている漁場を適切かつ有効に活用している漁業者」に免許し、適切かつ有効に活用している漁業者がいない場合は、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許することとなりました。

この「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を判断するため、水産庁からの技術的助言において審査基準をあらかじめ定めることとされ、また国のガイドライン等でも作成するべきとされております。

このため、定置漁業権とは別に道から、資料1ページのとおり「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準(共同漁業及び区画漁業) (案)」を作成した旨、報告がございました。

一方で、北海道の海面における共同漁業権及び区画漁業権では、今回の切替において、この審査基準が適用される申請は想定されません。

資料の2ページ～4ページが審査基準の本文案となっておりますが内容につきましては、後ほどご覧頂ければ幸いです。

以上が、報告第2号の説明となります。

会 長 ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一 同 発言なし

会 長 以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。それでは、その他として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

一 同 発言なし

会 長 それでは、これで本日の委員会を終了いたします。 終 了